

香川県広域水道企業団条例第28号

香川県広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団情報公開条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 雑則（<u>第27条の2</u>—第33条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「<u>実施機関</u>」とは、<u>企業長及び議会</u>をいう。</p> <p>3 略</p> <p>（行政文書の公開義務）</p> <p>第7条 略</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） <u>企業団の機関</u>、国の機関、企業団以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>（4） <u>企業団の機関</u>、国の機関、企業団以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 雑則（<u>第28条</u>—第33条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「<u>実施機関</u>」とは、<u>企業長</u>をいう。</p> <p>3 略</p> <p>（行政文書の公開義務）</p> <p>第7条 <u>実施機関</u>は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「<u>非公開情報</u>」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） <u>企業団</u>、国の機関、企業団以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>（4） <u>企業団</u>、国の機関、企業団以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>

あるもの

(5) 略

(6) 企業団の機関の要請を受けて、個人又は法人等から、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

(7) 略

(公開決定等の期限の特例)

第13条 略

(事案の移送)

第13条の2 実施機関は、公開請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

の

(5) 略

(6) 企業団の要請を受けて、個人又は法人等から、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

(7) 略

(公開決定等の期限の特例)

第13条 略

(事案の移送)

第13条の2 実施機関は、公開請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所

<p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第4章 略</p> <p><u>(行政文書の管理)</u></p> <p><u>第27条の2 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。</u></p> <p><u>2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の行政文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。</u></p> <p>(公開請求をしようとするものに対する情報の提供等)</p> <p>第28条 略</p>	<p>在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第4章 雑則</p> <p>(公開請求をしようとするものに対する情報の提供等)</p> <p>第28条 略</p>
---	---

第2

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「<u>実施機関</u>」とは、<u>企業長、議会及び監査委員</u>をいう。</p> <p>3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「<u>実施機関</u>」とは、<u>企業長及び議会</u>をいう。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、平成30年4月1日から施行する。